

I 章：スクールソーシャルワークの在り方

1. スクールソーシャルワーカーとは何か

立命館大学：野田正人

ポイント

- SSW は、児童生徒だけではなく、教師と学校組織が教育の力を発揮するための支援の役割もある。
- SSW は、スクールソーシャルワーク的視点をもって、教師との協働を常に意識する。
- SSW は、スクールカウンセラー等と協働して対応すれば、それぞれの専門性がより純化して発揮できる。
- SSW は、情報を的確に管理し、適切に活用することが重要である。

1. SSW の導入

スクールソーシャルワークは、ちょうど 100 年前のアメリカにおいて、登校などに課題のある生徒に適切な支援を行うためには、その背景を正しく理解することが不可欠であり、そのためには、学校と家庭とを視野に入れた活動が不可欠であるとして導入された、訪問教師にそのルーツがあるとされている。

日本においては、従来から教師は積極的に家庭を視野に入れた対応を行い、家庭訪問などを通じて生徒指導にも力を発揮し成果も上げてきた。しかし、学校と保護者との関係の変化や、子どもや家族を支援する医療や福祉制度の複雑化などから、従来の教育相談や生徒指導上の困難さが高まり、加えて、最近では特別支援教育における子ども理解や児童虐待への対応などより進んだ子ども支援が求められており、不登校やいじめ、暴力行為などの問題行動等への対応の充実が焦眉の課題である。

そのような学校について、古くは学校医や学校看護婦にはじまり、平成 7 年度からはスクールカウンセラーなど、教師とは異なる専門性を有する人材が学校の役割を応接する形で導入されてきた。

そして、平成 20 年度からは、文部科学省において、「SSW 活用事業」が開始される運びとなった。まさに平成 20 年度は、「スクールソーシャルワーク元年」であると言える。

ソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門職を示す言葉であるが、日本語に翻訳しにくい多義性を有しており、福祉の分野でもソーシャルワーカーとカタカナ表記されてきた。これまで活動経験のない学校を中心としたソー

シャルワークが求められているものであることから、単にスクールソーシャルワークをどこかから移植するというものではなく、児童生徒の状況、各学校や地域の実情を踏まえた、日本型の SSW のあり方を研究し、積み上げることが必要である。

そこで求められる姿勢は、児童生徒・保護者と教師との営みをより効果的なものとする支援である。学校は、児童相談所や福祉事務所のように、狭義の社会福祉を目的とした機関ではない。しかし、教育活動が充実し学習が保障されることは、子どもの健全育成に資するものであり、まさに福祉を充実する営みであるとも言える。これまでも医療福祉や司法福祉などの領域では、福祉をその機関の直接の目的とはしていないが、ソーシャルワーク活動が重視され、むしろこれらの分野がソーシャルワークの構築に大きな役割を果たしてきた。そこでは、福祉が福祉として独立するのではなく、その機関、例えば病院や司法機関などが利用者のために十分に機能することを目指して、ソーシャルワーカーが求められ評価されてきたのである。

この SSW の活動においても、教師と学校組織が教育の力を十二分に発揮できるよう支援するような役割が重要である。その点では、SSW が主人公であったり、ヒーローであってはならない。教員から課題を何でも吸い上げてひとり頑張って解決するという仕事ではないし、そのような誤解を与えることも好ましくない。できる限り「黒子（くろこ）に徹する」姿勢を心掛けることが大切である。

2. スクールソーシャルワークの視点と働き方

(1) スクールソーシャルワークは個人と環境を考える

SSWは、学校を基盤としてソーシャルワークを実践することになる。その際必要な視点は、ある個人が問題を抱えている場合に、その人単独で問題を抱えている存在と考えることである。社会(ソーシャル)つまりはその人と、彼をとりまく人々のつながりの中で、問題が生じることもあれば、問題が解決されることもある。そのような視点や方法論を持つことが、ソーシャルワークの特徴である。それは「個人と環境とに目を向ける」とも表現できる。ソーシャルワークの特徴は、ある人の抱える課題の軽減や克服を支援しようとするとき、その人と同時にその人の置かれた環境に関心を向け、個人に働きかけようとするだけではなく、環境にも、あるいは個人と環境との関係にも働きかける視点をもつということである。

しかし、前述のとおり、そのすべてをSSWが担うということでもないし担えるはずもない。個人の最も狭い領域としては、個人の抱える病や心理的な悩み、ストレスなどを視野に入れる必要がある。その一方で広い領域では、経済状況や雇用状況、国際化や都市化などが人に与える影響など、法制度や社会・文化に関わることもソーシャルワークでは重要な視点ということになる。このようなことをひとりのソーシャルワーカーが担えるはずがないため、ソーシャルワークでは、常に他の人と共に働くことを意識する必要がある。SSWの場合、教師との協働は最も基本となるものである。

(2) SSWの働き方

SSWの活動例のうち効果的であったものに、以下のよう手順で進めたものがある。

- 1 人の行動には必ず理由(原因)があると考えます。
- 2 その理由を、個人と環境との関係の中で見出そうとする。
- 3 理由を見出すためには、情報を集め分析することが役立つ。
- 4 理由が見出せたら、それに対する最善の対応策を考える。
- 5 その対応策を、関係者で分担して実施する。
- 6 その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する。

このモデルの1から3をアセスメント(見立て)、4から

5をプランニング(手だて)と呼ぶ場合もある。また、4から6の繰り返しは、PDCAのサイクルに細分化して考えることもできる。要するに、情報を集め見直しをもった対応を行うことで、これまで問題行動など、出来事が生じてから対応していたような事柄に、見直しを持つことで、先手を打った対応が可能となることで対応にも余裕ができ、そのことが児童生徒の問題の改善にもつながるという対応である。もちろん、このような活動はSSWが一人で行うのではなく、教師との協働を常に意識することが求められる。

(3) SSWと学校との相互作用

SSWの活動の特徴の一つは、情報を非常に重視するということである。それもSSW自身で集めるだけではなく、他の人がもっている情報を受け取り、それを生かしてアセスメントをしたり、プランを立てたりということを頻繁に行うことになる。

例えば、不登校の児童がいるとする。担任教師はどうすべきか迷っている。そこでSSWは、子どもに関する情報を整理しながら、担任教師が前回家庭訪問したときの様子も聞き、その担任と一緒にアセスメントを試みる。ちょうど前年度の担任も学校にいたので、その先生からも話を聞く。その上で、保護者の話を先に聞くかどうか、その場合呼んだら来ていただけるなどを検討する。保護者に会うために家庭訪問をするのは簡単だが、その場合に子どもに与える影響や、その後の対応にどのような変化やリスクを及ぼすかも検討する。その結果、まずは母親に一度学校に来てもらい、その折にスクールカウンセラーにも会えるように手配をすることにした。

このような動き方は、SSWが何を考えているのかを教師に伝えることになる一方で、SSWにとっても教師の考え方を学ぶまたとないチャンスとなる。しかし、事例によっては、このように担任を核に少人数で対応できる場合だけではなく、もっと多数の教師との情報交換が必要な場合がしばしば見られ、その場合には関係する教職員が一堂に会する、校内ケース会議の形をとった方が効果的なことが多い。教職員が多忙なため、ケース会議を開催することが困難な学校も少なくないが、ケース会議の有用性が理解されると、「10回の家庭訪問より、1回のケース会議」というように学校全体の動き方も変化する場合が多い。

このように、ケース会議の開催や進行が円滑に進むようになるためには、学校全体のシステムが明確であり、コーディネートの役割を果たす教員の姿勢や力量、管理職のリーダーシップ、教員同士の一体的行動など、学校組織の全体的力量の向上が不可欠であり、成果が上がることは、とりもなおさず学校の組織的力量的向上ということでもある。

また、ひとり一人の児童生徒を、個人と環境との関係に目を向け、背景を知って対応するというスクールソーシャルワーク的視点が、学校内で共有されると、それまでは問題のある児童生徒であり、教師にとって困った子が、実は背景に大きな問題を抱えていること、子ども自身が困っているのだということが見えてくる。そこで、「問題のある児童生徒は、問題を背負わされた子」「困った子は、困っている子」という子どもの見方の変化が生じる。このようなまなざしの変化は、支援のポイントをつかみやすくさせ、子どもに肯定的なメッセージを伝えることにもなるため、関係が改善し、教師にもゆとりが生まれ、事態が大きく改善する場合も少なくない。それにとどまらず、子どもの背景に目を向けることから、関係機関と積極的に連携しようとするなど、教師や学校の「抱え込みからの脱却」にも効果がある。

(4) SSW の情朝の扱い方

SSW の活動が情報に基づく面が大きいとすると、その情報の経路が小学校、中学校、特別支援学校など学校種によって、またそれぞれの学校や学年によって異なることがあるため、その情報経路の特性に応じた関与の仕方をとることになる。

例えば、一人の児童生徒について、小学校では担任を含む数人からの情報でことが足りることも多いが、中学校では最低でも 10 人近い教師との協働が必要となることがあるため、ケース会議の必要性が高くなる。

また学校によっては、従来から生徒指導と教育相談とがまったく別の組織となっていて、校内での立ち歩きは生徒指導、不登校は教育相談というように、行動や現象面で区分され、教育相談はスクールカウンセラーというように、対応についても区分されている例が見られた。近年それに特別支援教育に関する指導体制が開始され、結果的に 3 チャンネルの相談指導体制が、それぞれ独立的に動いている場合がある。しかし、スクールソーシャルワーク的な視点からは、このような行動や現象面での

区分が問題なのではなく、いずれも何らかの理由からその行動や現象が見られるわけであるから、まずはその理由を明らかにする活動を始めることになる。

例えば、問題行動等の背景に児童虐待のある事例では、多動傾向が幼少時から続くため、発達障害と思われて特別支援の対象と考えられている事例や、ネグレクトの影響で学校に来られない不登校の事例もある。このように問題行動等の背景の課題は共通でも、示す行動が異なる場合など、校務分掌を越えた相談調整機能が期待されるし、そこでのアセスメントに SSW が関与できるのであれば、非常に有効に働くことができよう。いずれにしても SSW は対象となる行為で活動を弁別するのではなく、その背景にある理由に関心を向ける活動が中心となる。もちろん、学校により重点的に対応する事象を限定してかわるということは有り得るが、その事象ごとに対応の方法を違える部分と、共通している部分とを意識した活動を検討することは重要である。

また情報を中心に据えた活動を行うためには、情報を系統的に収集し、記録し、分析し、伝達するといった活動が基本技能としても重要になる。このことは、直接自分で情報を確認しに行くという意味ではない。例えば問題行動を示す児童生徒が登校したからといって、SSW が児童生徒や保護者に必ず会いに行くわけでもない。児童生徒や保護者への面接は、ラポール（信頼関係）のできた教師や、スクールカウンセラーの方が効果的な場合も少なくない。

SSW は、自分で出来るか出来ないかではなく、誰がその役割を果たすことが最も良いのかを常に検討する姿勢が大事で、「出来ることと、やることと、やるべきことは異なる」という点の吟味を怠ってはならない。

3. SSW とスクールカウンセラーの協働

スクールカウンセラーが文部科学省の事業として導入されて 13 年が経過している。その間にもその役割や活動の方法について様々な議論がなされ、一定の方向性は示されてはいるものの、地域の実情等により異なった活動形態が見受けられる。スクールカウンセラーの中核的職種は臨床心理士であり、この資格は原則大学院の養成課程で取得し、5 年毎の更新制を採用している。この臨床心理士の業務は、①臨床心理アセスメント、②臨床心理面接、③臨床心理的地域援助、④臨床心理学的研究、の四つに整理されていることが多く、中でも③について

は、地域や環境という点を視野に入れ予防を重視する領域で、ソーシャルワークと近い方法論ということができる。そのため、この領域をスクールソーシャルワーク的な活動領域と考えると、スクールカウンセラーはソーシャルワークも行うことができると表現される場合もあるようである。しかし、スクールカウンセラーの主たる関心は個人の心と行動に関することと考えることが自然であろう。

ときにスクールカウンセラーは「聴く仕事」「待つ仕事」「相談室で行う仕事」、対してSSWは「つなぐ仕事」「出かける仕事」「環境に働きかける仕事」などと表現される場合もある。イメージとしては、なかなか言い得て妙なものがあがるが、先ほどの臨床心理的地域援助や、その中心的理論であり、1960年代からアメリカなどで発展したコミュニティ心理学などの知見を生かして、地域に働きかけるスクールカウンセラーもいれば、SSWも児童生徒や保護者に面接することもあるわけで、まずは両者の活動は見かけ上はある程度重なっていると考えるべきである。それ故に、両者はどのような協働関係のもとで活動できるのかを検討することが必要である。カウンセラーとソーシャルワーカーの協働している例は、児童相談所であり、そこでは児童福祉司と児童心理司とが、協働して事例に対応している。もちろんいずれかが、その守備範囲を大きくはみ出しているのではないかと思われるような仕事の仕方をする場合もあるが、基本的に両者の間ではそれなりの役割分担がなされている。

SSWとスクールカウンセラーの場合も同様で、教師も含めた三者で協働できればまさに文殊の知恵が発揮できるのであり、そのような関係下では、それぞれの専門性がより純化して発揮できるわけであるから、その成果に期待したい。

4. SSWの活動と情報の守秘

スクールカウンセラーの活動においては、守秘義務を強調し過ぎるあまりに、校内で情報の共有が不十分で、いろいろ課題となる場合もある。そこでカウンセラー個人レベルの守秘ではなく、学校組織が全体として守秘義務をもつという「集団守秘義務」というような概念で説明される場合がある。基本的にSSWにおいても、不用意に情報を漏らしてはならないことは当然であり、スクールカウンセラーと同じようなジレンマを持つ場合もある。もっともSSWの役割からすれば、情報については

守秘以前に、他者と情報を共有することにこそ意味のある場合が多く、また自身も情報を受け取ることが大切であるから、情報を守るといふより、情報を常に的確に管理し、その情報を適切に活用しているかどうかに関心を向ける必要がある。このことは校内だけではなく、校外の関係機関との場合でも同様であり、適切に情報交流することはSSWの大事な役割であることを意識しておく必要がある。

なお、この守秘に優越する場面が、児童福祉法や児童虐待防止法が規定する要保護児童（保護者がいないか、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと）や児童虐待の場合である。これに該当すると思われる場合は、児童相談所や市町村への通告義務が定められており、特に児童虐待の場合は、速やかに通告する義務がかかっている。このような場合には、当事者が誰にも言ってくれるなどと言っても、通告する義務は存在し、むしろ言ってくれるなどという事例の方が危険性の高い場合が多いことから、守秘の問題やソーシャルワークで言うところの「自己決定の原則」とは異なる行動をとる必要がある。実際にSSWとして校内での相談に応じていると、非行や児童虐待や問題行動など、本人の意向に反して「介入的な援助」を必要とする事例に多く出会うため、管理職などへの報告・連絡・相談も大切であり、その点でも情報の適切な活用を意識する必要がある。

また、「介入するかどうか」の判断は、学校で一人の場合、ベテランのSSWでも困難な場合が少なくなく、専門性の担保及び向上のため、スーパービジョン体制が整備されていることが望ましい。